

【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

- 1 私たちは、子どもたちを守り、育てます。
- 2 私たちは、法令等を遵守します。
- 3 私たちは、不祥事を許しません。
- 4 私たちは、地域に開かれた学校にします。

令和2年度不祥事根絶のための行動計画

広島県立西条特別支援学校(県立)

作成責任者 校長 立石 均

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○懲戒処分等の報告に対して、他人事としてのとらえが多い。 ○全体研修への参加者が8割に達しない。 ○年度途中からの臨時的任用や会計年度任用職員等対象の不祥事防止研修が十分できていないことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的に規範意識を高め、不祥事を「誰にでも起こり得ること」として意識する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の方法や内容等を見直し、学部会等を中心に、小さい規模で回数を多く実施することで不祥事防止を意識する機会を増やす。 ○年度途中の任用者に対しての個別の研修を計画・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○不祥事防止のための自己点検を年2回行う。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○会計年度任用職員や短時間の任用等勤務形態が複雑なため情報共有に工夫が必要である。 ○データの整理、管理の方法が確立されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職朝連絡票や掲示板を利用して、適時情報を共有する。 ○起案文書、会議記録、個人情報等の管理方法を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○電子データの整理についてわかりやすくする。 ○年度当初に文書管理、データ管理についての研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○月例の不祥事防止委員会で各学部の情報交換を行い、状況を把握する。 ○定期的に机上整理を行い、文書等の提出漏れ等の点検をする。
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知が年度当初のみであり、認知度が低い。 ○直接相談することが困難な児童生徒も多いため、情報収集に工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知を繰り返し行い、相談しやすい体制をつくる。 ○担任だけでなく、すべての教職員が児童生徒の行動の変化を見逃さないよう注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページや学校だよりで保護者等に周知するとともに、校舎内全ての教室にポスターを掲示し、相談窓口の教職員を明示する。 ○参観懇談日等の懇談において、保護者から体罰、セクシュアル・ハラスメントについて聴取する。 ○学年会、学部会等で児童生徒の状況を常に確認し情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒、保護者及び本校教職員を対象にアンケートを実施する。 ○懇談における保護者からの意見聴取を不祥事防止委員会等で取りあげる。